

「福岡市保育協会補助金」 の見直しについて

I 長時間保育手当について

II 研修費・被服手当について

平成27年8月25日
こども未来局

I 長時間保育手当について

【論点】

- ① 長時間保育手当は何のための補助か。
- ② 新制度変更に伴い新たな雇用が必要なのか。
- ③ 各園の収入は増えているのか。

論点①

● 長時間保育手当は何のための補助か。

- ★ 保育所の開所時間延長を実施することに伴う手当への補助。
- ★ 朝・夕の時差出勤(交代制勤務)が必要となることに伴う職員への手当。
- ★ 単なる給料の上乗せのための補助ではない。

長時間保育手当の内容

**「長時間保育」とは、
朝・夕の開所時間を延長し、11時間開所とすること。**

開所時間・・・8時間（9時00分～17時00分）



開所時間・・・11時間（7時00分～18時00分（原則））

区分	内容	根拠「福岡市長時間保育実施要綱」
目的	保護者の通勤時間等を考慮して、保育所の開所時間を延長（長時間保育）	要綱第1条
職員配置	職員の時差出勤により対応	要綱第4条
補助の性格	時間外勤務手当ではなく、職員の処遇改善費として支給	要綱第6条
支給対象	保育士、調理員	要綱第7条
手当の額	市が承認した額（本俸の6%相当） （創設時は時間外勤務手当として支給）	要綱第8条

長時間保育手当の変遷

<福岡市制度と国制度の比較>

※黒太字は変更点

福岡市			国		
年度	開所時間	開所財源(費用)	年度	開所時間	開所財源(費用)
旧制度	S45	<p>★市は国に先がけ長時間保育を開始</p> <p>10時間半 (7時半～18時)</p> <p>運営費(8時間分) +長時間保育手当(時間外手当)</p>			
	H12	<p>運営費(8時間分) +長時間保育手当(本俸の6%相当)</p>	H12	<p>★国が延長保育推進事業を開始</p> <p>11時間</p>	<p>運営費 +延長保育推進事業補助(基本分) (H26年度補助額 年額約460万円)</p>
	H21	<p>★市も延長保育推進事業を開始</p> <p>11時間 (7時～18時)</p> <p>運営費(8時間分) +長時間保育手当(本俸の6%相当) (H25年度補助額 平均年額約200万円) +延長保育推進事業補助(基本分) (H26年度補助額 年額120万円)</p>			
新制度	H27	<p>新制度施行</p> <p>★開所時間は11時間に統一。財源も運営費に一元化</p>			

長時間保育手当の変遷

<11時間開所にかかる費用負担イメージ>



- …長時間保育手当
- …延長保育推進事業補助(基本分)

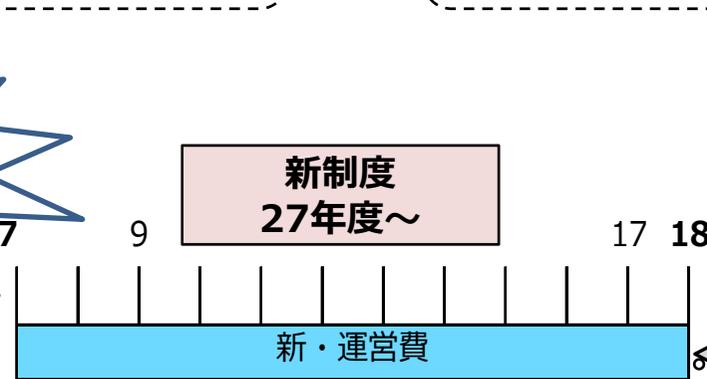
- ・長時間保育手当 約200万円/園
- ・延長保育推進事業補助(基本分)120万円/園 (限度額)で11時間開所を実施



- …延長保育推進事業補助(基本分)

- ・延長保育推進事業補助(基本分)約460万円/園 (限度額)で11時間開所を実施

国制度により長時間保育を実施するため市制度を見直し



新・運営費 = 運営費 + 約460万円

論点②

● 新制度移行により新たな雇用が必要か。

★福岡市においては、これまでも11時間開所を実施しており、実質的な変更はない。

新制度における変更点

< 「職員配置」 について① >

国通知

●旧制度 ～26年度

- ・ **延長保育推進事業（基本分）の事業実施にあたっては
保育士1名以上加配**

「延長保育推進事業（基本分）」の事業実施にあたっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設の運営に関する基準第33条第2項及びその他の補助金等配置基準に規定する保育士のほか、保育士1名以上加配すること。
（平成20年6月9日付け雇児発0609001号通知「保育対策等促進事業の実施について」別添6「延長保育促進事業実施要綱」より）

国通知

●新制度 27年度～

- ・ **保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については
1人加配**

「基本分単価における必要保育士は、年齢別配置基準と別に、利用定員90人以下の施設については1人、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人。
（平成27年3月31日付け雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」より）

新制度における変更点

<「職員配置」について②>

厚生労働省への確認事項

<質問 1>

保育標準時間認定の場合は、昨年度までと比較し、職員数として1人多く保育士を雇用することになるのか。

<回答 1>

保育標準認定の場合について、昨年度までの延長保育事業の基本分の経費が給付に入っているため、運営費としては、1人多く加配を求められているように見えるかもしれません。

しかし、**延長保育を行っている施設であれば、実質の雇用人数は変わらないかと思われます。**

(平成27年6月18日 厚生労働省保育課の回答)

新制度における変更点

<「職員配置」について③>

厚生労働省への確認事項

<質問2>

常勤保育士1人加配とは、必ず常勤の保育士でなければならないのか、常勤換算して1人以上となればよいのか。
例えば、非常勤2人を加配すればよいのか。

<回答2>

必ず常勤の保育士でなければならないということはありません。
短時間勤務の方を充てる場合は、常勤換算値を算出していただき、適正な配置をお願いいたします。

(平成27年6月18日 厚生労働省保育課の回答)

論点③

●新制度への移行に伴い、各園の運営費収入は増えるのか。

★各園とも試算の結果が収入増となっている。

★従来の長時間保育手当を各園で支給することは可能。

新制度における変更点

<運営費収入の比較>

※定員：90人 入所児童数：108人（標準108人，短時間0人）

※処遇改善等加算11%（基本分8%+加算分3%）

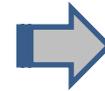
※地域区分：10/100

※入所児童数はH26NDの平均値，うち短時間児童数はH27.4.1の実績値

●26年度支給実績

単位：千円

項目	金額A
運営費	111,178千円
処遇改善補助金	2,681千円
延長保育推進事業補助(基本分)	1,200千円
長時間保育手当	1,394千円
合計	116,453千円



●27年度理論値

単位：千円

項目	金額B	増加額(B - A)
新・運営費	121,290千円 ※27年度新規の加算分は除く	4,837千円
合計	121,290千円	4,837千円

<参考> 27年度実績値

単位：千円

項目	金額C	増加額(C - A)
新・運営費	119,424千円 (39,808千円※×3) ※H27.4~7月の支給実績 ※3月のみ加算は除く ※入所児童数105人(平均)	2,971千円
合計	119,424千円	2,971千円

※27年度新規の加算分とは

- ・3歳児配置改善加算
- ・減価償却費加算
- ・賃貸借加算
- ・療育支援加算
- ・小学校接続加算
- ・栄養管理加算
- ・第三者評価受審加算

新制度における変更点

<運営費収入の比較>

※定員：150人 入所児童数：169人（標準167人，短時間2人）

※処遇改善等加算16%（基本分12%+加算分4%）

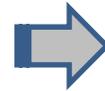
※地域区分：10/100

※入所児童数はH26NDの平均値，うち短時間児童数はH27.4.1の実績値

●26年度支給実績

単位：千円

項目	金額A
運営費	143,647千円
処遇改善補助金	3,290千円
延長保育推進事業補助(基本分)	1,200千円
長時間保育手当	2,031千円
合計	150,168千円



●27年度理論値

単位：千円

項目	金額B	増加額(B - A)
新・運営費	155,247千円 ※27年度新規の加算分は除く	5,079千円
合計	155,247千円	5,079千円

※27年度新規の加算分とは

- ・3歳児配置改善加算
- ・減価償却費加算
- ・賃貸借加算
- ・療育支援加算
- ・小学校接続加算
- ・栄養管理加算
- ・第三者評価受審加算

<参考> 27年度実績値

単位：千円

項目	金額C	増加額(C - A)
新・運営費	159,093千円 (53,031千円※×3) ※H27.4~7月の支給実績 ※3月のみ加算は除く ※入所児童数171人(平均)	8,925千円
合計	159,093千円	8,925千円

新制度における変更点

<運営費収入の比較>

※定員：200人 入所児童数：199人（標準197人，短時間2人）

※処遇改善等加算16%（基本分12%+加算分4%）

※地域区分：10/100

※入所児童数はH26NDの平均値，うち短時間児童数はH27.4.1の実績値

●26年度支給実績

単位：千円

項目	金額A
運営費	153,267千円
処遇改善補助金	3,500千円
延長保育推進事業補助(基本分)	1,200千円
長時間保育手当	2,833千円
合計	160,800千円



●27年度理論値

単位：千円

項目	金額B	増加額(B - A)
新・運営費	164,645千円 ※27年度新規の加算分は除く	3,845千円
合計	164,645千円	3,845千円

※27年度新規の加算分とは

- ・ 3歳児配置改善加算
- ・ 減価償却費加算
- ・ 賃貸借加算
- ・ 療育支援加算
- ・ 小学校接続加算
- ・ 栄養管理加算
- ・ 第三者評価受審加算

<参考> 27年度実績値

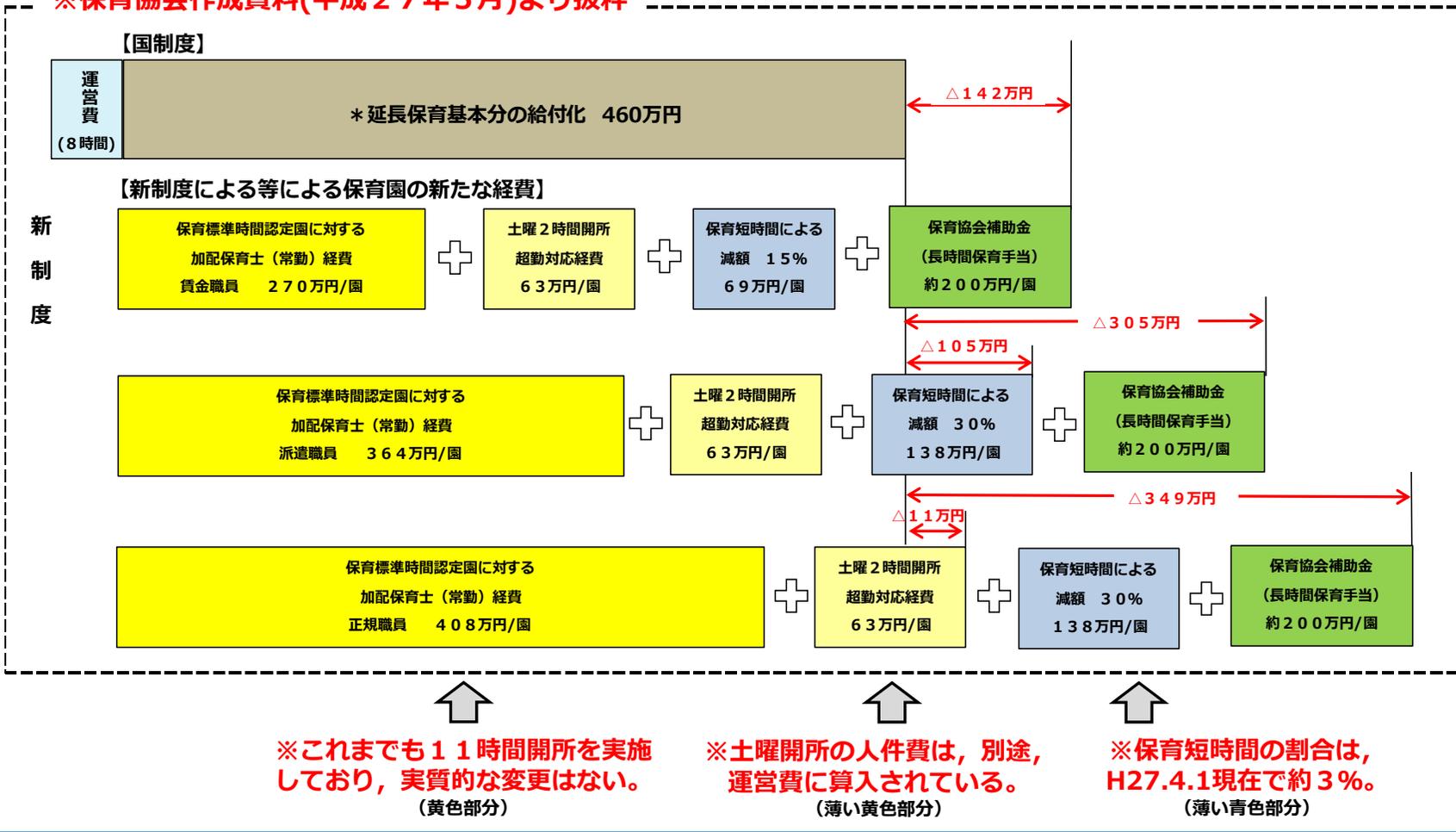
単位：千円

項目	金額C	増加額(C - A)
新・運営費	169,215千円 (56,405千円※×3) ※H27.4~7月の支給実績 ※3月のみの加算は除く ※入所児童数197人(平均)	8,415千円
合計	169,215千円	8,415千円

新制度における変更点

★ 「新制度と長時間保育手当にかかる考え方」の対比について

※保育協会作成資料(平成27年5月)より抜粋



Ⅱ 研修費・被服手当について

【論点】

研修費，被服手当は継続できないのか。

● 研修費，被服手当は継続できないのか。

- ★研修費，被服手当とも運営費に算入されている。
- ★他の政令市において，研修費，被服手当に対する補助制度を設けている例はほぼない。
- ★研修費について，別途，職場研修の補助をはじめ，多様な補助を実施。



☆補助継続の必要性の合理的な説明が困難

研修費，被服手当の内容

<補助目的等>

区分	研修費	被服手当
目的	職員個人が自己研修を行うための費用を補助。	職員が保育・調理業務に必要なエプロン等の被服を購入するための費用を補助
支給対象	保育士，調理員	保育士，調理員
手当の額	保育士 1 人あたり 20,000円/年 調理員 1 人あたり 20,000円/年	保育士 1 人あたり 7,700円/年 調理員 1 人あたり 12,300円/年

包括外部監査の意見

<包括外部監査※の結果（H24.3の監査報告書）>

給与の上乗せで、実体と形式がマッチしない。

「研修費と被服手当は、それぞれ自己研修費とエプロン代という名目であるが、実質的には給与の上乗せである。実体と形式がマッチしていない。」

研修費は廃止を含めて見直すべき。

意見4 1 福岡市保育協会補助金(一般)のうち職員の処遇改善、資質の向上に要する費用として補助される「研修費」は廃止を含めて見直すべきである。

※ 包括外部監査とは

- ・都道府県、政令指定都市等の長が、契約した包括外部監査人（弁護士、公認会計士等）が行う監査。

研修に関する補助状況

★研修費用について多様な補助を実施。

<福岡市保育協会補助金の補助内容>

1 民間保育園に対する助成

区分	補助金	積算
<u>研修費</u>	17,497,236	施設研修 2,717,520 円
		人権研修 14,779,716 円
<u>研修費</u>	66,100,000	保育士 57,560,000 円
		調理員 8,540,000 円
計		83,597,236 円

各保育所(施設)での職場研修に要する謝礼金等を補助

各保育所職員が人権研修に参加するための代替賃金等を補助

※見直し協議中の研修費
各保育所職員が自己研修を行うための費用を補助
一人あたり 20,000円/年

2 保育協会に対する助成

区分	補助金	積算
<u>研修費</u>	12,936,524	協会研修 7,698,320 円
		保育士他都市研修 3,948,444 円
		調理員他都市研修 785,760 円
		人権研修 504,000 円
合計		28,876,435 円

保育協会が主催する一般研修等に要する謝礼金や各保育所職員が一般研修に参加するための代替賃金等を補助

他都市で主催される研修に参加するための旅費等を補助

研修費，被服手当に関する他都市の補助状況

<平成27年度 各政令指定都市の補助状況>

項目	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松
研修費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
被服手当	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備考										

項目	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	熊本	北九州
研修費	×	×	×	×	×	×	×	×	×
被服手当	×	×	×	×	×	×	×	×	▲
備考									現物 給付

※被服手当について，新潟市は平成27年度から廃止